

双葉町における被災の現状と 復興への課題

～“町民一人一人の復興”と
“町の復興”をめざして～

平成27年1月



福島県双葉町



双葉町の震災前の状況



■人口 : 7,122人
 ■世帯数 : 2,611世帯
 ■面積 : 51.40km²



福島県双葉町

福島県の北東部、福島市の北東部に位置し、奥が太田川、南は太平洋、北は茨城県に接する。東西は幅広くのびている。西には三ッ山や十萬山などのある阿武隈山系が連なり、ふもとからややかなたの沖原が次の海岸に向かって伸びている。また、国道6号とJR常磐線が町内を走りながら南北に縦断している。常磐自動車道は平成23年度に福島市まで、平成26年度に宮城県仙台まで延伸する予定。



交通機関
 道路
 鉄道
 航空

双葉町役場の避難経路と役場機能



旧騎西高校避難所(埼玉県加須市)を平成26年3月27日に閉鎖

■埼玉県立旧騎西高校(平成20年に廃校)を避難所として使用

□ここでの避難生活：平成23年3月30日～平成25年12月27日

□避難直後の避難生活者：最大約1,400人

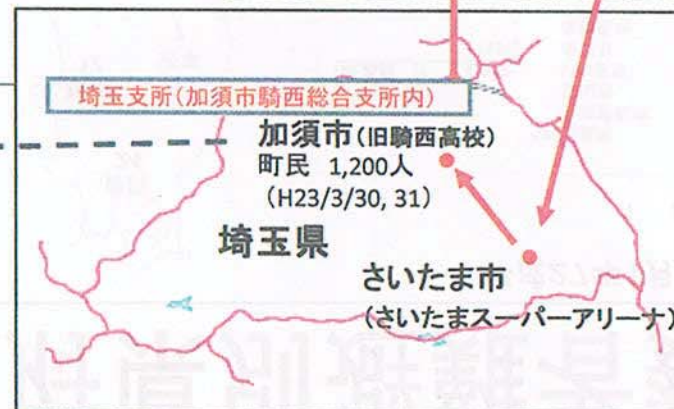
※平成25年12月27日 入所者全員が退所

※平成26年 3月21日 清掃ボランティアによる清掃作業を実施
(加須市立騎西中学校の生徒、双葉町自立支援隊(加須市)、
双葉町埼玉自治会の皆さんなど約250人が参加)

※平成26年 3月27日 双葉町長が埼玉県知事に施設の鍵を返還



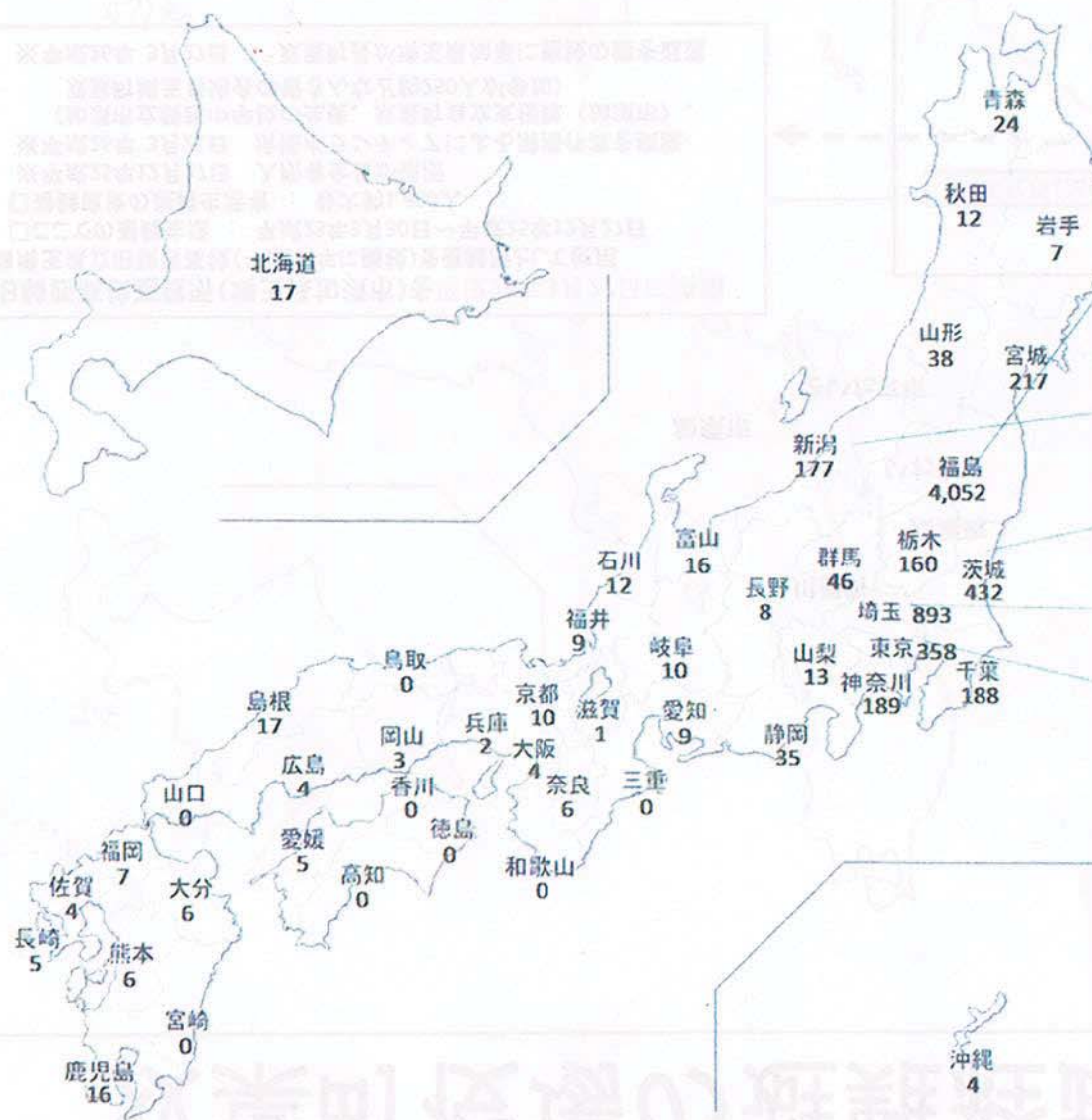
H25/ 6/17
双葉町役場本体機能
をいわき市南部
(東田町)へ移転



双葉町民の都道府県別避難者数

平成27年1月5日 現在 (人)

| 内は世帯数



うち 福島市	361 [151]
会津若松市	88 [31]
郡山市	751 [291]
いわき市	1,938 [711]
白河市	246 [111]
南相馬市	174 [69]
福島県 計	4,052 [1,559]

新潟県 計	177 [67]
うち 柏崎市	123 [45]

茨城県 計	432 [173]
うち つくば市	116 [48]

埼玉県 計	893 [278]
うち 加須市	508 [148]

東京都 計	358 [130]
うち 特別区	262 [92]

避難者人数合計
7,026 人 [2,613 世帯]

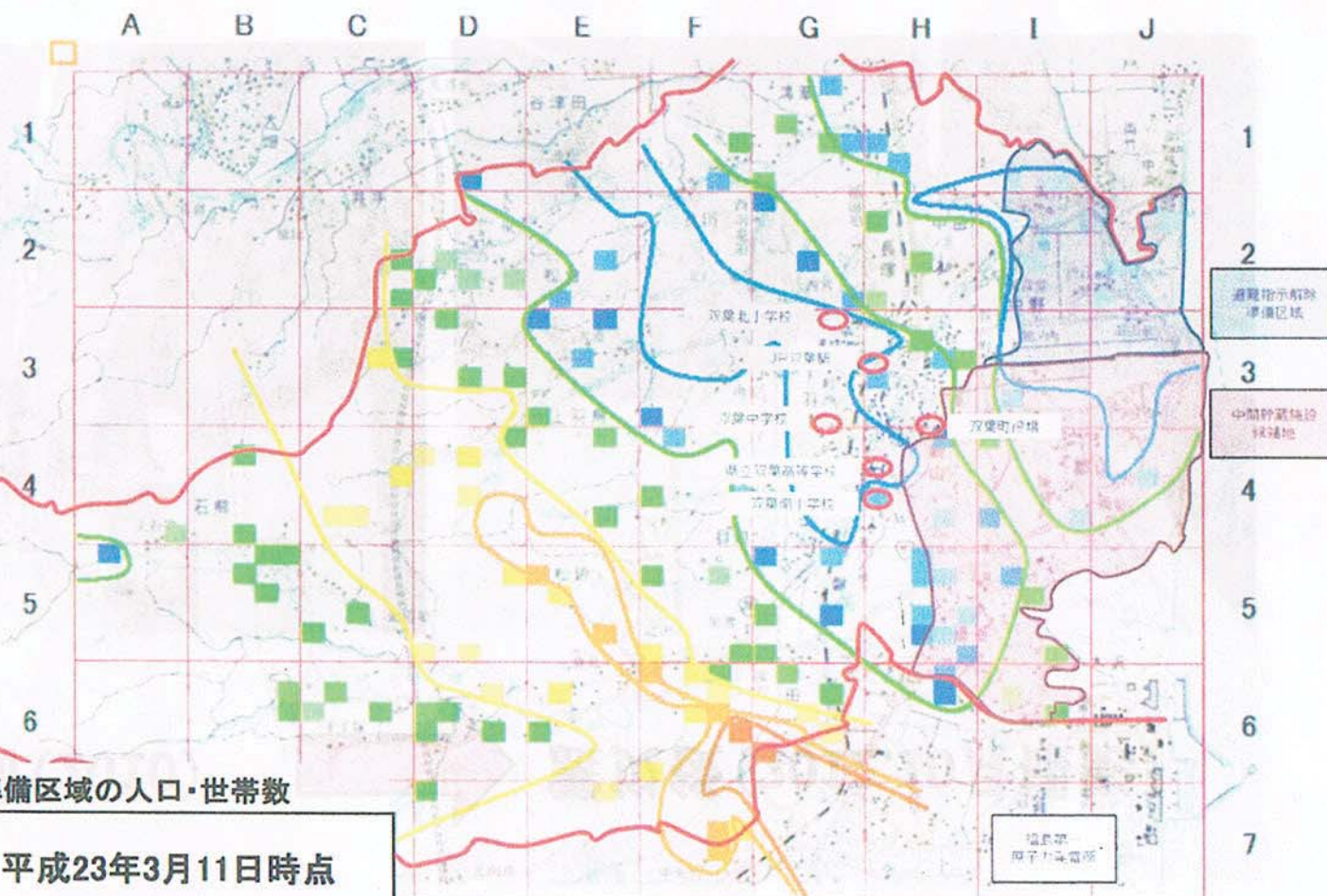
福島県内 4,052 人 (57.7%) [1,559 世帯]
福島県外 2,974 人 (42.3%) [1,054 世帯]
所在不明者: 4 名(うち津波による行方不明者1名)

双葉町の現在の放射線量の状況

凡例 $\mu\text{Sv/h}$ (およその mSv/y)

- 50< (250<)
- 40-50 (200-250)
- 30-40 (150-200)
- 20-30 (100-150)
- 10-20 (50-100)
- 5-10 (25-50)
- 4-5 (20-25)
- 3-4 (15-20)
- 2-3 (10-15)
- 1-2 (5-10)
- >1 (>5)

※()内は年間積算量を試算した。
但し、およその切りのよい整数表示とした。
積算は屋内8時間、屋外16時間の滞在で、屋内は木造家屋(屋外の40%低減効果)とした試算とした。



■ 帰還困難区域・避難指示解除準備区域の人口・世帯数

	平成23年3月11日時点
帰還困難区域	2,524世帯 6,830人
避難指示解除準備区域	87世帯 292人

町内全体定点放射線量率分布図(空間線量率:at1m)

平成26年2月測定

東日本大震災の被害状況

震災前(2010)



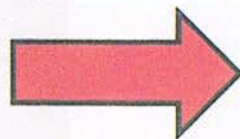
震災後(2012.10月撮影)



新山地区商店街

東日本大震災の被害状況

震災前(2010)



震災後(2012.10月撮影)



津波レベル



マリンハウスふたば
(町営施設)

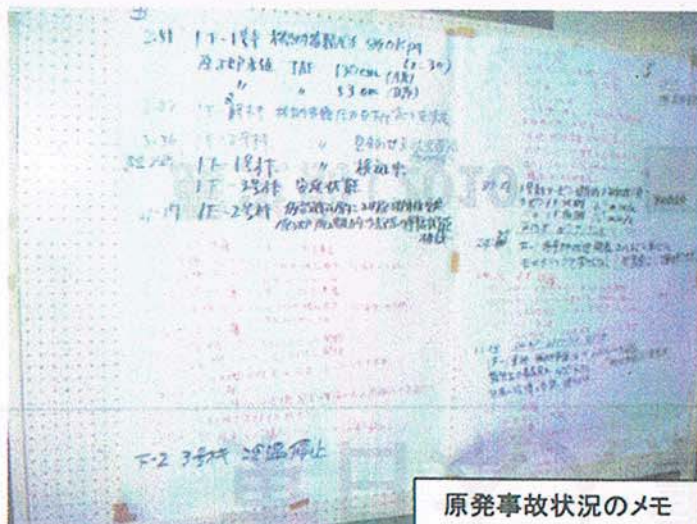
東日本大震災の被害状況



双葉町役場 入口



双葉町役場 入口貼紙



原発事故状況のメモ



双葉町役場 事務室内

東日本大震災の被害状況



双葉北小学校



地震による倒壊建物



地震による倒壊建物



地震による崩落道路

応急仮設住宅での生活



いわき市南台仮設住宅



いわき市南台仮設住宅での双葉町ダルマ市

■ 仮設住宅等の状況（平成26年12月31日現在）

設置場所	団地数	建設戸数 (戸)	入居戸数 (戸)	入居人数 (人)	入居率 (%)
福島市	2	120	62	94	52
郡山市	3	250	94	153	38
白河市	2	120	48	75	40
いわき市	1	250	216	360	86
会津若松市	1	5	5	12	100
猪苗代町	1	10	7	16	70
合 計	10	755	432	710	57

双葉町住民意向調査（平成26年12月公表）

■ 町民の現在の住居形態



復興への取組状況と主な課題

1. 双葉町復興まちづくり計画の策定

- 平成25年6月に双葉町復興まちづくり計画(第一次)を策定
 - ・ 町民の生活再建と町の復興に向けて、当面4年間(平成29年頃まで)に町の取り組むべき施策を明らかにしたもの
 - ・ まずは現在の不自由な避難生活を早期に改善した上で当面の課題として町民一人一人が生活再建を果たし、町民のきずな(コミュニティ)を再興することを目指す(人の復興)
 - ・ その上で、長期的に、双葉町の土地を復旧・復興し、町の再建・再興を目指す(町の復興)復興のゴールは、ふるさと双葉町への帰還と双葉町の再興
- 平成26年3月に双葉町復興まちづくり計画(第一次)に基づく事業計画(実施計画)を策定
 - ・ 町民の代表等から構成される双葉町復興推進委員会からの提言(平成26年2月5日第1期提言書)を踏まえて、
 - ①町民のきずなの維持・発展
 - ②双葉町外拠点(復興公営住宅)におけるコミュニティ形成
 - ③町民一人一人の生活再建等について、復興まちづくり計画(第一次)に基づき、平成26年度に取り組むべき具体的な取組を明らかとしたもの

※計画の策定に当たっては、福島県内外9カ所において「町民のきずなの維持・発展」をテーマに、町民のワークショップ(座談会)を開催するなど、多くの町民の意見・提案を反映できる取組を実施

- ・ 事業計画(実施計画)は毎年度見直しを行う

復興への取組状況と主な課題

2.復興公営住宅を中心とした「双葉町外拠点」の整備

- 町民が集まって居住できる環境と町民全体のコミュニティの拠点として、福島県による復興公営住宅を核とした「双葉町外拠点」の早期整備が必要
(13ページ「分散型ネットワークによる双葉町民のコミュニティ形成」を参照)
(14ページ「いわき市勿来地区における復興公営住宅を核とした町外拠点形成のイメージ」を参照)

3.町立幼稚園、小中学校の再開

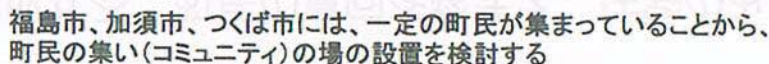
- 大震災と原発事故以降、休園・休校となっていた町立幼稚園、小中学校をいわき市南部で再開
(平成26年4月1日仮校舎にて開校)
- 平成26年4月 7日開校式、及び入園・入学式を実施
- 平成26年8月24日町立学校仮設校舎がいわき市錦町に落成。
2学期から仮設校舎での授業を開始
- これからの高度情報化社会に対応できるICT教育環境を整備したほか、英語指導教育を充実させるなど、双葉町の復興を支える子どもたちの学力向上につなげるための教育を実践



仮設校舎写真

双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅の整備を、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市で進めている。この復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるようにする。

特に、いわき市の復興公営住宅の希望が最も多く、いわき市勿来地区には、役場事務所が所在し、町立幼小中学校も再開されていることから、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心とする。



いわき市勿来酒井地区における復興公営住宅を核とした町外拠点形成のイメージ

県が整備する復興公営住宅を核として町外拠点を形成する。町民の意向を踏まえ、住宅のみならず、診療所、高齢者福祉施設、店舗等、集会所等の交流施設、ふれあい農園、お祭り広場等の併設などを県に要望している。

町民ニーズに応じた
多様な住宅の供給
(戸建住宅、長屋建
住宅など)

宿泊機能も備え
た全国の町民が
集まれる集会施
設の整備

介助や介護が必要な高
齢者に配慮した住宅の
整備

町民全体を対象と
した、ダルマ市な
ど、お祭り・イベ
ントの場となる多
目的広場(公園)
の整備

公営住宅居住者だけでなく公
営住宅以外の町民も対象とし
た、デイサービス等の高齢者
福祉施設や診療所、店舗、理
髪店等の併設

町民が農と親し
めるふれあい農
園の整備



復興への取組状況と主な課題

4. 町民のきずなの維持・発展(町民コミュニティの維持)

- 特に計画性の無いまま、国の避難指示により、避難施設や親族・親戚宅での突然の避難生活が始まった。
- 避難生活の長期化により、避難先で住宅を購入し定住する町民も増えている。
- 長期間にわたる双葉町の復興を支える基礎は、町民同士の強いきずなである。
- しかしながら、コミュニティの分散により、きずなの維持・発展やコミュニティのあり方が課題となっている。
- 現在、避難先に新たに作られた町民の自治会などによるコミュニティ活動の支援、町広報紙、ホームページなどを活用したきめ細かな情報提供を実施するとともに、きずなの維持のための施策を充実していく。
- 平成26年度は、町民のきずなを維持・発展させるための新たな取組として、タブレット情報端末機器を町民に配付(ICTきずな支援システム事業)している。タブレットを活用した町民同士の交流活動等への支援策を進めていくほか、町との双方向での情報提供の充実を図っていく。
(平成26年12月末現在の配布件数:1,694件、申込み受付を継続中。端末機器の配付にあたっては、合同配付会を開催して操作方法の説明を行ったほか、希望に応じ戸別訪問や配送での配付も実施。コールセンターを設置し利用者のサポートを行っている)

復興への取組状況と主な課題

5. 町の復興

- 町内の96%が帰還困難区域であり、町の復興に向けては厳しい環境におかれている。
- あくまで双葉町の復興のゴールは、ふるさと双葉町への帰還と町の再興である。
- 今年度中に、双葉町復興推進委員会の議論を踏まえて、双葉町の帰還・復興に向けた、町の将来像を明らかとする、双葉町復興まちづくり長期ビジョンを策定する。平成26年10月29日に町内復興拠点の構想を柱とする中間報告をとりまとめた。
(17ページ「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」中間報告のポイント参照)
- 双葉町の避難解除準備区域(町内の4%)は大部分が津波被災地域であるため、当該地域のみで町の復興は困難であるが、町全体の復興の先駆けとして、復興産業拠点の形成などに取り組む。
(平成26年10月29日に双葉町津波被災地域復旧復興事業計画を取りまとめ)(18ページ参照)
- 町の復興に当たっては、廃炉産業など町の復興を牽引する新たな産業の誘致が不可欠である。そのため、国のイノベーション・コースト構想の実現が非常に重要である。
- 平成26年8月28日には、根本復興大臣から「大熊・双葉ふるさと復興構想」が提言された。帰還困難区域の優先除染、線量が低い地域における町内復興拠点の整備、常磐自動車道復興インターチェンジの設置など、今後、同構想の実現に向けた具体的取組を国・県に強く求めていく。
- 避難が長期化する中で、町へ帰還しないと考える町民が増える中で、いかに町を復興させ、町を存続させていくかが大きな課題である。

双葉町復興まちづくり 長期ビジョン 中間報告 (H26.10.29) のポイント ～双葉町町内復興拠点の構想～

■ 復興シンボル軸

町内への産業誘致と町民の避難先からの交通利便性を向上させるため、常磐自動車道に復興インターチェンジの整備を求め、復興インターチェンジと町内復興拠点を結ぶ幹線道路の整備を求めます。

■ 再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン

荒廃した農地の再生モデルとして、避難指示解除準備区域をさきがけとして、大規模太陽光発電基地等の誘致や植物工場等の立地検討を行い、その再生モデルを他の地区へも展開していきます。

■ 復興祈念公園・緑地ゾーン

海岸沿いの地区は、津波で大きな被害を受けたことから、「復興祈念公園・緑地ゾーン」として、海岸防災林や公園の整備を図り、東日本大震災・原発事故の復興過程の発信の場と、双葉海浜公園を思い起こす町民の憩い・スポーツリクリエーションの場として再生します。

■ 耕作再開モデルゾーン

農地のうち、線量が比較的低い地区を「耕作再開モデルゾーン」として、国に徹底した除染を求めるとともに、農業基盤の再整備を行い、農家の大規模化等を図りながら良好な営農環境のもと耕作の再開を図ります。この再開モデルを町内の他の地区へも展開していきます。

町内復興拠点

耕作再開モデルゾーン

復興シンボル軸

新産業創出ゾーン

復興産業拠点

復興祈念公園・緑地ゾーン

再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン

新市街地ゾーン

まちなか再生ゾーン

■ 新市街地ゾーン

「新たな生活の場」として、交通利便性の高い双葉駅周辺の再開発を図り、駅西側に公共施設等の再整備や新たな住宅需要の受け皿として住宅団地の整備を行うなど、人口減少・高齢化社会を見据えて、歩いて暮らせる「コンパクト」なまちづくりを行います。

■ まちなか再生ゾーン

もう一つの「新たな生活の場」として、JR常磐線から国道6号の間の既存中心市街地において、歴史のある建造物の保存・再建を図るなど、古き良き街並みを再生しながら、商店や住宅等を中心とした街の再整備を行い、ふるさとでの暮らしを感じられる場を創出します。

■ 新産業創出ゾーン

「新たな産業・雇用の場」として、避難指示解除準備区域から浜通りの復興の基幹道路である国道6号にかけてのエリアを「新産業創出ゾーン」に位置づけ、廃炉・研究開発・新産業の拠点として、事業所・研究機関等の誘致を進めます。

双葉町両竹・浜野地区(避難指示解除準備区域)の土地利用計画案 (双葉町津波被災地域復興小委員会中間報告(H26.10.29))

双葉町の復興の「さきがけ」としての両竹・浜野地区の再生

【再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン】

- 荒廃した農地再生のモデルとして、**太陽光発電基地等を誘致**
- 植物工場**等と組み合わせた農業再生のモデル拠点等としての利用についても検討



福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会HPより

【復興ICと基幹道路の整備】

- 常磐自動車道に**復興インターチェンジ(IC)**を要望
- 復興ICと復興産業拠点を結ぶ道路を「復興シンボル軸」として整備を要望

至復興IC

復興シンボル軸(基幹道路)

災害廃棄物
仮置場

<A>【海岸堤防、海岸防災林】

【復興祈念公園】

<C>【復興産業拠点】

<D>【再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン】

【海岸堤防、海岸防災林】

福島県による海岸堤防(1m嵩上げ)・海岸防災林の整備

【復興祈念公園】

- 地震・津波災害と原発事故の教訓と復興の過程を広く後世に伝えるため、**国営復興祈念施設の誘致・県営公園の整備を要望**
- 双葉海浜公園を思い起こす町民の憩い・スポーツリクリエーションの場として整備



国営メモリアルパークイメージ(国土交通省 東日本大震災復興祈念公園検討会議HPより)

【復興産業拠点】

- 海岸堤防の整備により津波リスクが少なくなるエリアを対象として、**復興産業拠点を先行整備**
- 廃炉・除染・インフラ復旧作業の効率化を図るため、作業関連事業所、資機材・車両基地、作業員等の食事・休憩施設(福利厚生施設)等を先行して誘致
- 廃炉・ロボットの研究開発施設や産学連携施設、関連企業、原発事故のアーカイブセンター等**の誘致を行い、町の産業再生の拠点に再生



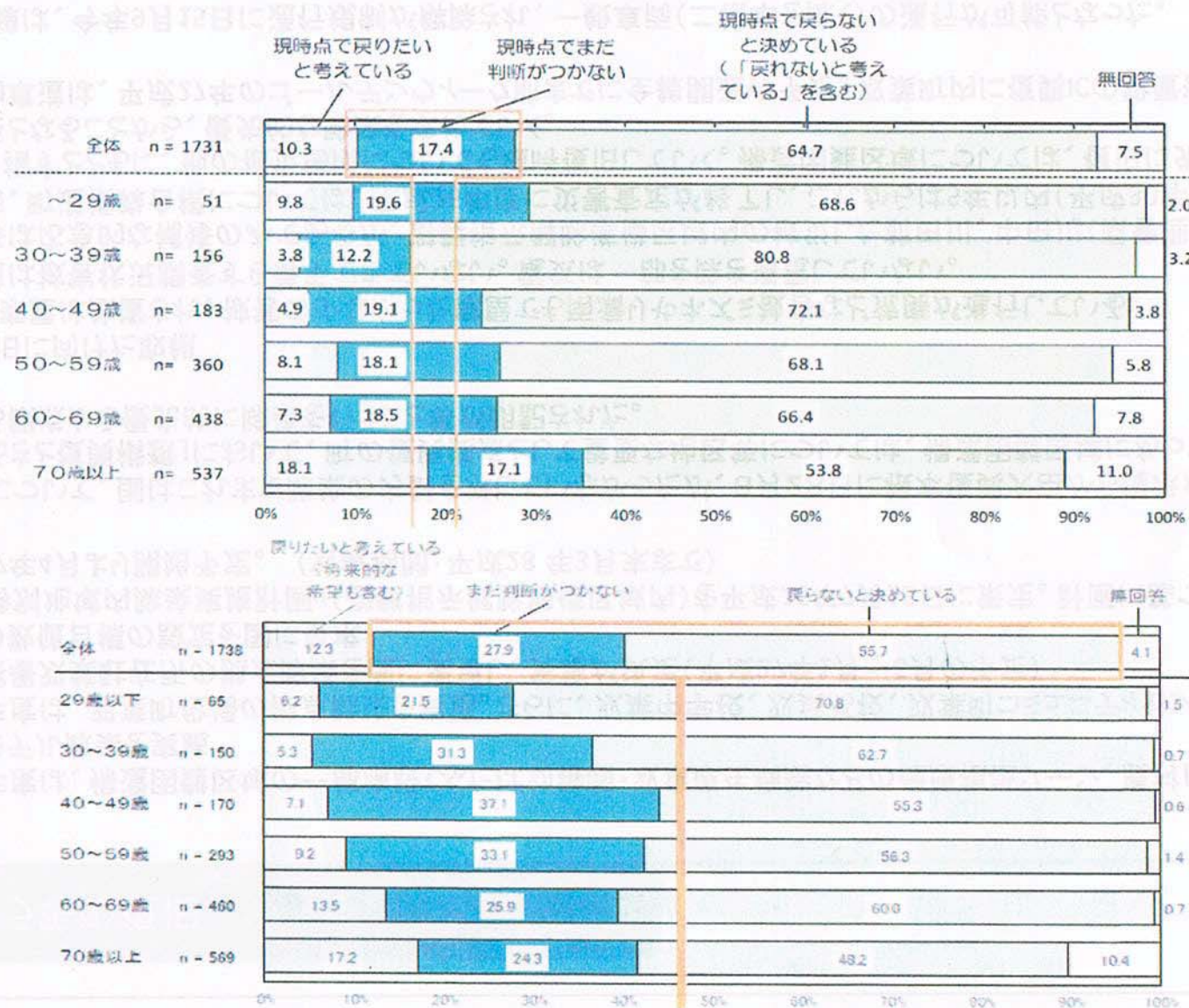
研究開発施設事例(北九州学術研究都市)
(北九州学術研究都市HPより)

(参考) 双葉町住民意向調査による町民の帰還意向の変化

平成25年



平成26年



- 「現時点で戻りたいと考えている」「現時点でまだ判断がつかない」が増加。特に、30～40代の意向が大きく変化している。

復興への取組状況と主な課題

6. 除染・インフラ等の復旧

- 除染について
 - ・ 平成25年度は、帰還困難区域の一部施設(ふたば幼稚園・双葉厚生病院などの健康福祉ゾーン、農村広場)と墓地のモデル除染を実施
 - ・ 平成26年度は、双葉町役場の拠点除染を実施。さらに、双葉中学校、双葉高校、双葉町コミュニティセンター、双葉警察署双葉駐在所の拠点除染を国に要望し、実施が決定(平成27年1月～6月の予定)
 - ・ 除染にの数值目標の設定を国に要求
 - ・ 国が、「特別地域内除染実施計画」(避難指示解除準備区域内)を平成26年7月15日に策定。計画に基づく除染は平成27年4月より開始予定。(対象期間:平成28年3月末まで)
- 帰還困難区域について、国はこれまで除染の方針を示していなかったが、8月28日に根本復興大臣から提示があった「大熊・双葉ふるさと復興構想」において、町の復興拠点として重要な地区等については、帰還困難区域にあっても、町の復興に資する観点から優先的に除染を行うこと等が明記された。
- インフラ等の復旧に向けた取組
 - ・ 倒壊した家屋は放置され、被害の少なかった家屋でも雨漏りやネズミ被害など荒廃が進行している。
 - ・ 上下水道は被害状況調査すら着手できていない。電気は一部を除き通電していない。
 - ・ 道路補修は応急的な補修のみであるが、避難指示解除準備区域内の被災した前田川、中田川(県管理河川)、海岸堤防、町道橋森合橋については、平成26年度に災害査定が終了し、これからは5年以内(平成30年度)での復旧を目指すとともに、他の被災箇所についても随時復旧していく。帰還困難区域については、復旧に先立ち除染が必要となることから、優先的な除染を求めている。
 - ・ 常磐自動車道は、平成27年のゴールデンウィーク前までに全線開通の予定。双葉町内に復興ICの設置を国に要望
 - ・ 国道6号線は、今年9月15日に通行規制が解除され、一般車両(二輪車を除く)の通行が可能となった。
- 商工業者の避難先での再開は厳しい状況にあり、その支援が課題。

復興への取組状況と主な課題

7. 中間貯蔵施設

施設建設の受入れ要請への判断

- 平成25年12月14日、石原環境大臣、根本復興大臣から双葉町ほか関係町に対し、施設建設の受入れを要請
- 平成26年2月12日、福島県知事が石原環境大臣に対して、中間貯蔵施設を大熊町・双葉町に集約する方向で、施設配置計画案の見直しを検討することを要請
- 3月27日、石原環境大臣・根本復興大臣が県知事の要請を受け施設の集約等を回答
- 4月25日、井上環境副大臣より、福島県副知事、双葉町長・議長、大熊町長・議長に対して、中間貯蔵施設等に係る措置等(①中間貯蔵後30年以内の県外最終処分の法制化、②用地の取扱い、③生活再建策・地域復興策)について、追加回答
- 5月1日、双葉町議会全員協議会開催(国による中間貯蔵施設に係る住民説明会の開催を了承)
- 5月31日から6月15日まで、福島県内外16箇所において、国による中間貯蔵施設住民説明会を開催。町からは、町長をはじめ町幹部がオブザーバーとして出席し、参加者の意見等を聴取
- 7月28日、8月8日に石原環境大臣・根本復興大臣から、県と両町に対して回答(地上権の設定や生活再建・地域復興に使える一定規模の交付金の措置等が提示)
- 8月25日、福島県知事から県としての地権者への生活再建支援策等に活用できる財源措置を両町に提示
- 8月26日に双葉町議会全員協議会、8月27日に双葉町行政区長会において、国と県から説明を受け、早期に地権者説明会を開催すべきとの意見が出される。
- 8月30日、福島県知事からの「福島県の一日も早い環境回復を図り、復興を実現するために、正に苦渋の判断であるが、中間貯蔵施設の建設受入れを容認する」との判断を受け止め、町として地権者の理解を得ることが最も重要であると判断し、9月1日に安倍内閣総理大臣と両大臣に対して、大熊町長とともに地権者への説明を認めることを伝える。
- 9月29日から10月12日まで県内外で12回にわたり、国による地権者説明会が、大熊町と合同で開催される。
- 10月23日、双葉・大熊両町長が環境大臣に中間貯蔵施設について、地権者の理解を得よう申し入れ
- 11月20日から12月5日まで県内外で12回にわたり町が町政懇談会を開催し、中間貯蔵施設に関しても町民、地権者の意見を聞く
- 平成27年1月8日、行政区長会を開催し、中間貯蔵施設に関しても各区長の意見を聞く
- 1月13日、双葉町議会全員協議会を開催し、町として建設受入を判断したい旨説明し、議会の了解を得て、町として建設受入を判断(搬入判断とは別)

仮設校舎落成式



平成26年8月24日町立学校仮設校舎落成式

復興を主とするため、復興の取り組み